

長門市団体旅行支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、国内からの誘客の促進を図るため、貸切バスを利用し市内宿泊施設へ宿泊する募集型企画旅行を取り扱う国内旅行事業者がツアー催行に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長門市補助金等の交付手続等に関する規則（平成20年長門市規則第46号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 募集型企画旅行 旅行事業者が旅行者の募集のためにあらかじめ、旅行の目的地及び日程、旅行者が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに旅行者が旅行事業者に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これにより実施する旅行をいう。
- (2) 国内発着ツアー 山口県以外の地域を発着とするツアーをいう。

(補助対象者)

第3条 日本国内に事業所を有する旅行業法（昭和27年法律第239号）第3条の規定に基づく登録を受けている旅行事業者で、第1種又は第2種の登録認可を受けた旅行事業者を対象とする。

(補助要件)

第4条 国内発着ツアーであり、次の要件を全て満たすものを対象とする。

- (1) 貸切バスを利用した募集型企画旅行であり、バス1台あたりの乗車人数が15名以上（添乗員、バス運転手、ガイド等の乗務員を除く。）であること。
- (2) 令和8年6月、7月、9月、12月、令和9年1月、2月に催行される旅行商品であること。ただし、宿泊日が、休前日（祝祭日の前日及び土曜日）、年末年始（12月26日から1月3日）の期間を除く。
- (3) 長門市内の宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
- (4) 青海島関連体験プログラム（青海島観光遊覧及び青海島絶景ウォークほか）を1件以上実施すること。ただし、荒天時及び冬期（12月から翌年2月まで）は、市内における屋内観光施設での体験を認める。
- (5) 昼食をとる目的で、宿泊先以外の市内商業施設に立ち寄ること。
- (6) 募集チラシ、WEBページ等の募集広告に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める事項を掲載すること。
 - ① 第4号本文に規定する青海島関連体験プログラムを実施する旅行商品にあっては、長門市青海島の画像（1枚以上）及び青海島 名勝天然記念物指定100周年ロゴ
 - ② 第4号ただし書きの規定により、市内における屋内観光施設での体験を実施する旅行商品にあっては、本補助金を活用した旅行商品である旨
- (7) 学校行事として実施する旅行、その他会長が不適当と認めるものでないこと。

2 申請者は、本事業の効果を測定するため、ツアー催行後のアンケートやヒアリングに協

力すること。

（補助金額及び補助限度額）

第5条 補助金額は、募集型企画旅行に係る貸切バス1台あたりの利用実績に応じて、以下の金額を補助する。

貸切バス1台あたりの乗車人数	助成額
15人～19人	30,000円
20人～24人	40,000円
25人～29人	50,000円
30人以上	60,000円

2 補助限度額は、1事業所あたり60万円とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下、「補助事業者」という。）は、原則として、補助事業実施の10日前までに、長門市団体旅行支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 補助金の交付申請期間は、令和8年5月1日から令和9年2月19日までとする。ただし、補助金の交付決定額が予算額に達した場合は、補助金交付申請の受付を終了するものとする。

3 前項の規定により受け付けることができなかった申請又は申請の意思表示（FAX又は電子メール等による申請書類の送信をいう。）については、到達した順に順位を付し、申請を受け付けたツアーが催行されなかった場合、又は補助要件を満たすことができなかった場合、順位の若い方から順に、予算の範囲内で交付決定を行うことができる。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定により補助金交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金の交付を適当と認めた事業（以下、「補助事業」という。）について、予算の範囲内において長門市団体旅行支援事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の変更交付申請等）

第8条 補助事業者は、交付決定された補助事業の内容を変更又は中止する場合は、速やかに長門市団体旅行支援事業補助金変更（中止）承認申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により補助金変更（中止）申請書の提出があったときは、審査の上、変更（中止）を認める場合は、長門市団体旅行支援事業補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して14日以内に、市長に対し、長門市団体旅行支援事業補助金実績報告書（様式第5号）に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 前項の補助金実績報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 募集広告の写し
- (2) ツアー行程表
- (3) 宿泊施設の宿泊証明書（証明書の内容が記載された領収書等の写しでも可）
- (4) 貸切バス利用証明書
- (5) 昼食・体験施設利用証明書（証明書の内容が記載された領収書等の写しでも可）

（補助金額の確定）

第10条 市長は、前条の規定により補助金実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、適当であると認めた場合は、予算の範囲内において、補助金の交付額を確定し、長門市団体旅行支援事業補助金額確定通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第11条 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、長門市団体旅行支援事業補助金請求書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の請求書を受理したときは、30日以内に補助金を支払うものとする。

3 補助金の支払いは、精算払いとする。

（補助金の交付決定の取り消し等）

第12条 市長は、補助金の交付決定後又は確定後において、次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 申請書、実績報告書、添付書類等に不正又は著しい不備があるとき。
- (2) 天災、天候不順、交通機関の運休その他の理由により、ツアーが実施されなかったとき。
- (3) その他この要綱に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合は、長門市団体旅行支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、補助事業者に通知するものとする。

3 補助事業者が不正に補助金の交付を受けたことが判明した場合は、当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。この場合、補助事業者は、当該取り消しに係る補助金に相当する金額を速やかに返還しなければならない。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。